

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第二十七号

昭和二十二年十二月三十一日付條例第三十八号「縣立学校授業料徴收條例」を次のように改める。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立学校授業料徴收條例中改正條例

第一條中「縣立学校の生徒」を「縣立学校の園児、生徒」に改める。

第二條中 第一項第二号「定時制の課程にあつては年額千二百円」を「定時制の課程にあつては年額千八百円」に「夜間の課程にあつては千四百円」を削除し「幼稚園の課程にあつては千八百円」を加える。

附則

この條例は昭和二十六年四月一日から適用する。

◇鳥取縣條例第二十八号

昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十八号鳥取縣通信教育受講料徴收條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣通信教育受講料徴收條例中改正條例

附則

第一條 この條例は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

別表を次のように改める。

本書ノ大キサハ國定規格A五辨

昭和二十六年 四月 三日
第二千 百 九十七号 火 曜 日

00468

課目別受講料

科 目	新制中学校			新制高等学校		
	第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年	第三学年
国語	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
数学	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
理科	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
職業		二〇〇				
地理				三〇〇		
家庭				三〇〇		
英語				四八〇	七二〇	
世界史				三〇〇		
人文地理				三〇〇		
漢文				三〇〇		
一般教養				三〇〇		
幾何				三〇〇		

◇鳥取縣條例第二十九号

鳥取縣水産製品検査條例(昭和二十五年四月鳥取縣條例第二十号)は昭和二十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第三十号

昭和二十四年五月鳥取縣條例第五十号鳥取縣畜牧場使用料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣畜牧場使用料條例中改正條例

第二條中「八円」を「十円」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

00469

◇鳥取縣條例第三十一号

鳥取縣し畜生産検査條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣し畜生産検査條例中改正條例

第十三條を次のように改める。

第十三條 検査員は検査終了後、別記第三号様式の検査手数料調書を十日以内に、第四号様式の検査成績報告書を三十日以内にそれ／＼知事に提出しなければならない。

第一号様式及び第四号様式を次のように改める。

第一号様式

し畜生産報告(年月分)

〇〇市町村

(し畜台帳)

(〇〇市町村)

畜類	名前	性別	生年 月日	血統	生産者 字氏名	摘要

備考 し畜台帳の場合摘要欄には検査年月日その他参考事項を記入すること。

◇鳥取縣條例第三十二号
昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例は、昭和二十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

規 則

◇鳥取縣規則第十六号

鳥取縣水産製品検査條例施行規則(昭和二十五年七月鳥取縣規則第四十四号)は昭和二十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第四百四十四号

鳥取縣立兒童福祉施設皆成学園を鳥取縣會計規則第二條

の規定による解に昭和二十六年四月一日指定した。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百十五号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百七十号大山地域綜合開發委員會規程は昭和二十六年三月二十五日限り廃止した。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百十六号

労働組合法施行令(昭和二十四年六月政令第二百三十一号)第二十一條の規定により鳥取縣地方労働委員會委員を昭和二十六年四月一日次のように任命した。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区 分 氏 名 生 年 月 日 住 所 職 業

公益委員

田中 秀次 明治三一、九、二六

鳥取市西町九三

弁護士

若木 礼

四〇、九、八

東町一六〇一

鳥大教授

大島 広正

二九、四、二二

東伯郡上北條村

上北條村長

青戸 辰午

三〇、六、三〇

米子市加茂町

弁護士

錦織 雄吉

三九、二、一三

東町九一

眼科医

清水 臨藏

三〇、二、一二

鳥取市梶川町二ノ一

阪鳥製氷(株)社長

清水 英雄

二八、二、七

東品治町二〇一

大同木材工業(株)取締役

山榊 儀保

二五、三、五

東伯郡倉吉町東町四四〇ノ二

倉吉纖維(株)社長

加藤 章

三五、一一、二七

米子市明治町八

山陰日々新聞社々長

河村 威夫

四〇、三、一七

錦町三丁目八九

日本レヨン(株)米子工場長

労働者委員

河上 正俊 大正 三、九、一四

鳥取市豆腐町一四

日通鳥取支店職員

齊木 養正

三、一〇、一〇

東町三〇四

中国配電鳥取支店職員

松本 巖

五、九、二八

東伯郡倉吉町福吉町

那是製絲倉吉工場職員

小原 尙作

明治四三、一一、一三

米子市西町七

坂口合名会社醸造部職員

福田 傳市

大正 六、五、一〇

道笑町四丁目二二七

日ノ丸自動車米子支社工員

◇鳥取縣告示第四百十七号

次の者に対する小売販売業者丙及び米穀とう、精業者の業者登録をそれぞれ取消した。

昭和二十六年四月三日

取消した業種	登録番号	鳥取縣知事	西尾愛治
小売販売業者丙	一九六	小谷 貴瑛	浦安米穀小売企業組合
米穀とう、精業者	一四三	坂田 房雄	坂田商店
〃	一四四	鷺見 義男	鷺見商店

◇鳥取縣告示第四百四十八号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第五百九十二号により定めた西伯郡大山村の小売販売業者甲の事業区域を次のように改正し日野郡八郷村の小売販売業者甲の事業区域を次のように定める。

昭和二十六年四月三日

郡町村名	事業区域名	鳥取縣知事	西尾愛治
西伯郡大山村	大山村	赤松部落の一部を除く大山村及び逢坂村松河原部落の一部	
日野郡八郷村	八郷村	八郷村及び大山村赤松部落の一部	

◇鳥取縣告示第四百四十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年十二月農林省令第百三十三号)第二十二條の規定により次の者に対し小売販売業者丙の業者登録をした。

昭和二十六年四月三日

八頭郡	町村名	代表者氏名	名称	営業所々在地
登録番号	町村名	代表者氏名	名称	営業所々在地
二九三	大伊村	林 泰治	林精米所	栃谷八〇四
二九四	智頭町	古谷忠次郎	那岐農業協同組合	野原一七四
二九五	安部村	南口 喜秋	安部村〃	安井宿八八四
二九六	中私都村	山崎 稔	中私都村〃	下津黒八四
西伯郡	町村名	代表者氏名	名称	営業所々在地
二九七	成実村	斉木 光昌	成実村農業協同組合	石井三三二
二九八	東長田村	砂田 豊造		中
東伯郡	町村名	代表者氏名	名称	営業所々在地
二九九	北谷村	谷口 幸人	北谷村農業協同組合	福本二二〇ノ一

◇鳥取縣告示第五百五十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年十二月農林省令第百三十三号)第三十五條の規定により次の者に対し米穀とう、精業者

の業者登録をした。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

鳥取市

登録番号

代表者氏名

名

称

営業所々在地

二四九

小谷 辰治

材木町二二

二五〇

清水 利夫

南行徳七二ノ三

二五一

民木 元造

末広温泉町

二五二

大河原 禎壽

東品治三

二五三

田中 節盛

岩倉四六二ノ二

米子市

二五四

葛谷 治市

米子米雜穀卸有限公司

立町三丁目二

八頭郡

二五五

大伊村

林 泰治

栃谷八〇四

二五六

安部村

南口 喜秋

安部村農業協同組合

安井宿八八四

東伯郡

二五七

小鴨村

清水 英良

精米所

岡田七ノ一

昭和二十六年四月三日印刷
昭和二十六年四月三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発

行

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣